

平成28年12月2日開催

議 事 録

田辺市農業委員会

田辺市農業委員会議事録

平成28年12月2日(金) 午後2時30分 田辺市役所別館 3階 大会議室

農業委員数39名

出席者36名

1番	山崎 清弘	2番	玉置 俊裕	3番	桑原 壽	4番	棒引 昭治
5番	市橋 宗行	6番	向日 一義	7番	前田 登	8番	森 敦孝
9番	更井 寛司	10番	丸屋 弘吉	11番	小谷 清雅	12番	皿田 功
13番	田淵 宏	14番	中山 敏久	15番	瀧本 和明	16番	杉若 陽一
		18番	坂本 一馬	19番	横尾 泰行	20番	青木 登
21番	那須 京子	22番	那須 克	23番	上森 力	24番	寒川 加代子
25番	玉置 伸	26番	鈴木 直孝	27番	溝口 健治	28番	上中 悠司
29番	坂本 茂久			31番	岡上 達	32番	長嶺 博司
33番	川井 洋之	34番	中村 洋子	35番	矢敷 勇氣男	36番	松本 忠巳
37番	峯園 五郎			39番	蔭地 明一		

欠席者 17番 泉 雅行 30番 松窪 俊英 38番 石谷 強

事務局 局長 平田 耕一 農地係長 岡内 伸午 主査 松平 忠敏
会議録署名委員 33番 川井 洋之 34番 中村 洋子

議長 皆さん、こんにちは。一昨日から昨日にかけ、農業者年金の全国加入セミナーと全国農業委員会会長会議のため東京に行ってきました。その中で大変、子どもたちの食育が乱れてきているということで、もっと日本食を見直してくれと言われてまいりました。また、会議の中で事例となるようなものもいくつかございましたが、和歌山県にとりましては農地の集約化を進めているところでありますが、事例からは参考となるものを見出すことはできないといった状況でございました。本日は忘年会も控えておりますので、早速始めさせていただきます。

議長 長 それでは最初に、平成23年2月議案(利用権)の変更について、事務局の説明をお願いします。

農振課 田上 平成23年2月議案(利用権)の変更について説明させていただきます。1番、終期を平成29年2月28日から平成28年12月31日に変更しています。

議長 長 はい、ありがとうございます。以上変更について、異議ございませんか。
委員 全員 異議なし。

議長 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権の設定の申し出がございましたので事務局の説明をお願い申し上げます。

農振課 田上 続きまして、田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権設定について説明させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の436㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の紫蘇・にんにく、期間は平成29年1月1日から平成33年12月

31日の新規です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の650㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は平成29年1月1日から平成38年12月31日の新規です。3番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の609㎡、他3筆、合計4,537㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成29年1月1日から平成30年12月31日の新規です。4番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の1,853㎡、他1筆、合計9,410㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借のみかん・梅、全体で年間5万円、持参払い、期間は平成29年1月1日から平成33年12月31日の更新です。5番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の1,047㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成29年1月1日から平成31年12月31日の更新です。6番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の532㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借のみかん、期間は平成29年1月1日から平成48年12月31日の新規です。7番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の1,728㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借のみかん、期間は平成29年1月1日から平成34年12月31日の更新です。8番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の871㎡、他1筆、合計1,479㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の野菜、期間は平成29年1月1日から平成32年12月31日の更新です。9番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の882㎡、他4筆、合計1,876㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の野菜、期間は平成29年1月1日から平成38年12月31日の新規です。10番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の988㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成29年1月1日から平成38年12月31日の新規です。11番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の1,038㎡、他3筆、合計1,984㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は平成29年1月1日から平成38年12月31日の新規です。12番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の817㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は平成29年1月1日から平成38年12月31日の新規です。13番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の480㎡、他11筆、合計2,200.82㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は平成29年1月1日から平成38年12月31日の新規です。14番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の4.453内4,443.12㎡、他6筆、合計10,919.12㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借のみかん・梅、期間は平成29年1月1日から平成38年12月31日の新規です。15番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の604㎡、他1筆、合計3,427㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借のみかん、期間は平成29年1月1日から平成38年12月31日の新規です。16番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の2,051㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借のみかん、期間は平成29年1月1日から平成38年12月

31日の新規です。17番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の3, 956㎡、他1筆、合計5, 916㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借のみかん、期間は平成29年1月1日から平成38年12月31日の新規です。合計17件、48筆、49, 997. 94㎡、貸手14名、借手9名です。この17件は農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権を設定したい旨の申出があったので、ご審議をよろしくお願いいたします。

議	長	はい。ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。1番については〇〇〇〇です。異議ございません。
議	長	はい、2番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。親子間の貸借です。異議ございません。
議	長	はい、3番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。親戚同士です。異議ございません
議	長	はい、4番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。更新で異議ございません。
議	長	はい、5番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。更新です。異議ございません。
議	長	はい、6番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。異議ございません。
議	長	はい、7番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。更新で異議ございません。
議	長	はい、8番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。更新で異議ございません。
議	長	はい、9番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。9番、10番について異議ございません。
議	長	はい、11番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。11番、12番、13番について異議ございません。
議	長	はい、14番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。14番、15番、16番、17番について異議ございません。
議	長	はい、ありがとうございます。17件について異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
委員	全員	異議なし。
議	長	はい、それではそのようにさせていただきます。それでは定例委員会に移りたいと思います。本日の欠席委員さんは、17番泉雅行委員さん、30番松窪俊英委員さん、38番石谷強委員さんより欠席の届けが出てございます。本日の会議録署名委員に、33番川井洋之委員さん、34番中村洋子委員さんよろしくお願いをいたします。本日の議案は、議案第1号農地法第3条申請について、議案第2号農地法第4条申請について、議案第3号農地法第5条申請について、議案第4号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願について、議案第5号農地等売渡あっせん申出について、報告第1号農地等売渡あっせん成立について、報告第2号農地法施行規則

第29条第1項第1号による届出について、報告第3号農地法第18条第6項の規定による通知について、報告第4号農地使用貸借契約の合意解約通知についてを上程させていただきます。それでは議案第1号農地法第3条申請について、事務局の説明をお願い申し上げます。

松平 主査

1ページをお願いします。議案第1号農地法第3条申請を説明させていただきます。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は2,129㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は685㎡、他1筆、合計1,046㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が畑の285㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、交換です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が畑、面積は0.39㎡、他6筆、合計283.58㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、交換です。5番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が畑、面積は137㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、交換です。6番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が畑、面積は19㎡、他2筆、合計135㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、交換です。7番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が畑の76㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。8番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が畑、面積は30㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。9番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が畑、面積は42㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。10番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が畑、面積は17㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。11番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は2,757㎡、他2筆、合計3,890㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。12番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は4,213㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。13番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕田、面積は109㎡、他3筆、合計1,075㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。14番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕田、面積は355㎡、他2筆、合計1,075㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。15番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕田の427㎡、他6筆、合計2,090㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。16番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が畑、面積は42㎡、他11筆、合計1,585㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、

譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与、営農計画書有り(檜・野菜)です。17番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は661㎡、他1筆、合計1,473㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。18番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は575㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。19番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は19㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。この19件について書類を審査したところ、常時従事、全部耕作、周辺農地への影響等、農地法第3条第2項の許可できない要件には該当していませんので、許可の要件を充たしていると判断いたします。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

- 議 長 ありがとうございます。18番を除いて第3条申請の逐条審議をお願いいたします。それでは1番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番、2番について異議ございません。3番から10番については交換分合です。異議ございません。
- 議 長 はい、11番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。11番は親子間の贈与です。異議ございません。12番も贈与で異議ございません。
- 議 長 はい、13番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。地籍調査が入った段階で、相続される方がなく、相続権の抹消となりました。13番は町内会の役員さんが譲り受け、14番についてはご近所の方が、15番については青年就農者の方に受けしてもらいました。異議ございません。
- 議 長 はい、16番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。以前から譲受人の方が維持管理されておられます。異議ございません。
- 議 長 はい、17番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。毎月、草刈りのため通って来られていましたが、近所の方が譲り受けることになりました。異議ございません。
- 議 長 はい、19番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。譲渡人の方は通作していましたが、健康を害したということです。この土地は譲受人の宅地に隣接しているということで申請されています。異議ございません。
- 議 長 はい、議案第1号農地法第3条申請18件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
- 委員 全員 異議なし。
- 議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。それでは18番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。
- 議 長 はい、議案第1号農地法第3条申請1件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
- 委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第2号農地法第4条申請について事務局の説明をお願い申し上げます。

岡内 係長 8ページをお願いします。議案第2号農地法第4条申請です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕畑、面積は786㎡、所有者は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は共同住宅1棟174.42㎡、駐車場・駐輪場等611.58㎡、合計786㎡、着工日、工事期間は許可書より6か月以内、農用地の内外は平成27年2月16日に除外となっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は周囲を道路と住宅地に囲まれた農地で、第2種農地です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況共が休耕畑、面積は329㎡、所有者は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設329㎡、着工日、工事期間は許可日より3か月以内、農用地の内外は平成28年11月2日に除外となっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は周囲を道路と住宅地に囲まれた農地で、第2種農地です。以上2件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第4条第2項の許可できない要件に該当しないと判断します。ご審議の程よろしくようお願い申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。11月29日に事務局から2名、〇〇〇〇委員と私の合計4名で4条申請2件、5条申請11件、2条申請1件について現地調査を行いました。4条について説明させていただきます。1番、申請場所は〇〇〇〇に面したところです。申請地の西側が申請者経営の共同住宅です。切土盛土なしで共同住宅にしたいということで、排水については合併処理後、雨水と共に市道側溝へ流します。隣接同意、水利同意はございますので問題ないと思います。2番、申請場所は〇〇〇〇にあり、理由は当該畑を相続しましたが、会社員のため耕作できず、太陽光発電施設にしたいということでございます。切土盛土なしで排水は自然浸透、隣接同意、水利同意はございますので問題ないと思います。以上です。

議 長 ありがとうございます。第4条申請の逐条審議をお願いします。それでは1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。現地調査委員さんの報告のとおりです。異議ございません。

議 長 はい、2番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。現地調査委員さんの報告のとおりです。異議ございません。

議 長 はい、議案第2号農地法第4条申請2件異議なしとのことでございます。そのように取り扱ってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第3号農地法第5条申請について説明をお願い申し上げます。

岡内 係長 9ページをお願いします。議案第3号農地法第5条申請です。1番、土地

の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が畑、面積は1, 533㎡の内581㎡、貸人が〇〇〇、〇〇〇〇、借人が〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設581㎡、着工日、工事期間は許可日より3か月以内、農用地の内外は平成26年10月24日に除外となっています。この土地は周囲を河川と水路に囲まれた農地で、第2種農地です。

2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は956㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は倉庫1棟199㎡、駐車場757㎡、合計956㎡、着工日、工事期間は許可日より4か月以内、農用地の内外は平成28年11月2日に除外となっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は周囲を道路と住宅地に囲まれた農地で、第2種農地です。

3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は1,076㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設1,076㎡、着工日、工事期間は許可日より12か月以内、農用地の内外は平成28年11月2日に除外となっています。隣接同意はございます。水利同意は不要です。この土地は周囲を道路に囲まれた農地で、第2種農地です。

4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑の1,076㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設1,076㎡、着工日、工事期間は許可日より12か月以内、農用地の内外は平成28年11月2日に除外となっています。隣接同意はございます。水利同意は不要です。この土地は周囲を道路に囲まれた農地で、第2種農地です。

5番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は887㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は住宅1棟62.94㎡、倉庫1棟66.12㎡、駐車場・庭園等757.94㎡、合計887㎡、着工日、工事期間は許可日より6か月以内、農用地の内外は平成28年11月2日に除外となっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は周囲を住宅地と道路に囲まれた農地で、第2種農地です。

6番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑の437㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は住宅1棟105.51㎡、庭園・駐車場331.49㎡、合計437㎡、着工日、工事期間は許可日より12か月以内、農用地の内外は平成28年11月2日に除外となっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は周囲を道路に囲まれた農地で、第2種農地です。

7番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が畑、面積は582㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は分譲住宅3棟141.77㎡、駐車場・庭園等440.23㎡、合計582㎡、着工日、工事期間は許可日より6か月以内、農用地の内外は当初抜きとなっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は周囲を道路と住宅地に囲まれた農地で、第2種農地です。

8番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が雑種地、面積は76㎡、他1筆、合

計261㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は駐車場261㎡、着工日、工事期間は許可日より6か月以内、農用地の内外は平成28年11月2日に除外となっています。隣接同意、水利同意はございます。始末書ございます。私は農業委員会の許可が必要であることを知らずに当該地を舗装し駐車場にしてみました。このことについては誠に申し訳なく思っております。今後、このようなことがないように厳重に注意いたしますので今回だけは何卒ご配慮をお願いします。この土地は周囲を道路と山林に囲まれた農地で、第2種農地です。9番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は261㎡、他4筆、合計1,244㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設1,244㎡、着工日、工事期間は許可日より4か月以内、農用地の内外は平成28年11月2日に除外となっています。隣接同意はございます。水利同意は不要です。この土地は過疎化の山村地域にある小集落の農地で、第2種農地です。10番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕田、面積は366㎡、他2筆、合計910㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設910㎡、着工日、工事期間は許可日より3か月以内、農用地の内外は平成28年11月2日に除外となっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は過疎化の山村地域にある小集落の農地で、第2種農地です。11番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は1,588㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設1,588㎡、着工日、工事期間は許可日より6か月以内、農用地の内外は平成28年11月2日に除外となっています。隣接同意はございます。水利同意は不要です。この土地は過疎化の山村地域にある小集落の農地で、第2種農地です。以上11件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第5条第2項の許可できない要件に該当しないと判断します。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議長

はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。1番、申請場所は〇〇〇〇、現況は畑です。隣接状況は東側が畑で同意あり、西側が〇〇〇〇、公衆用道路、南側が田で同意あり、北側が田で同意あります。水利同意もあります。転用理由は貸人は妻及び長男で営農していますが、高齢化のため現在の規模での営農は困難なため、太陽光発電施設として使用貸借したく申請するものです。内容は太陽光発電施設、パネル64枚、19.72kw、切土盛土なし、排水等は雨水は自然浸透です。問題ないと思います。2番、申請場所は〇〇〇〇から北へ約200m、現況は梅畑です。隣接状況は東側が畑で同意あり、西側が宅地、南側が田と畑で同意あり、北側が畑で同意あります。水利同意もございます。転用理由は将来農地を維持していくことが困難となるため売却を考えていたところ、隣接の建設業者に譲渡するものです。内容は倉庫1棟

199㎡、駐車場757㎡、擁壁70m、排水等は雨水は自然浸透及び東側水路へ排水します。問題ないと思います。3番、申請場所は〇〇〇〇より北へ約1km、現況は休耕畑です。隣接状況は東側が田で同意書あり、西側が田で同意書あり、南側が田で同意あり、北側が譲渡人の田です。水利同意は不要です。転用理由は高齢で農業継続が困難なため、太陽光発電施設用地として譲渡したく申請するものです。内容は太陽光発電施設、パネル275枚、59.65kw、切土盛土なし、排水等は雨水は自然浸透です。問題ないと思います。4番、申請場所は〇〇〇〇より北へ約1km、現況は休耕畑です。隣接状況は東側と西側が田で同意あり、南側が譲渡人の田、北側が田で同意あり、水利同意は不要です。転用理由は譲渡人は高齢で農業経営が困難なため太陽光発電施設用地として譲渡したく申請するものです。内容は太陽光発電施設、パネル275枚、59.65kw、切土盛土なし、排水等は雨水は自然浸透です。問題ないと思います。5番、申請場所は〇〇〇〇より南へ約250m、現況は休耕畑、隣接状況は東側と西側と南側が畑で同意あり、北側が公衆用道路、水利同意あり、高齢で耕作が困難なため、譲受人の住宅等用地として申請するものです。転用内容は住宅1棟62.94㎡、倉庫1棟66.12㎡、駐車場庭園等757.94㎡、切土盛土なし、排水等は合併処理後雨水とともに既存の排水路へ流します。問題ないと思います。6番、申請場所は〇〇〇〇より南へ約200m、現況は畑、隣接状況は東側が畑で同意あり、西側が貸人の畑、南側が公衆用道路、北側が県道です。水利同意あり。転用理由は貸人は梅を栽培していますが、収穫量の減少が著しいため、子どもの住宅用地として使用したく転用するものです。内容は住宅1棟105.51㎡、庭園、駐車場等311.49㎡、切土盛土なし、排水等は合併処理後、雨水とともに用排水路へ流します。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。7番、申請場所は〇〇〇〇にあり、市道沿いの梅畑です。梅の安値もあり農業の縮小を考えていたところ、分譲住宅用地として譲渡するものです。北側だけ畑で同意もあり、水利同意もあります。切土55から65cmで分譲住宅3棟の計画です。排水等は合併処理後雨水とともに市道側溝へ流します。問題ないと思います。8番、申請場所は〇〇〇〇、現在は〇〇〇〇となっています。問題ないと思います。9番、申請場所は〇〇〇〇から東へ約300mです。休耕畑ですが草刈りはしていました。管理に困っていたところ太陽光発電施設用地として譲渡するものです。切土盛土なしで雨水は自然浸透です。隣接同意もあり、問題ないと思います。10番、申請場所は〇〇〇〇から東へ約150mです。休耕畑です。獣害により農業が困難なため、太陽光発電施設用地として譲渡するものです。切土盛土なしで雨水は自然浸透です。隣接同意、水利同意もあり、問題ないと思います。11番、申請場所は〇〇〇〇から南側にある休耕畑です。営農が困難なため、太陽光発電施設用地として譲渡するものです。切土盛土なし、雨水は自然浸透、隣接同意もあり問題ないと思います。以上です。はい、ありがとうございます。それでは、逐条審議をお願いします。1番。〇〇番〇〇です。1番、2番について、現地調査委員さんの報告のとおり

議 長
〇〇番 委員

議 長 　　です。異議ございません。
 ○○番 委員 　　はい、3番。
 　　　　　　○○番○○です。現地調査委員さんの報告のとおりです。異議ございませ
 　　　　　　ん。
 議 長 　　はい、4番。
 ○○番 委員 　　○○番○○です。現地調査委員さんの報告のとおりです。異議ございませ
 　　　　　　ん。
 議 長 　　はい、5番。
 ○○番 委員 　　○○番○○です。5番、6番について、現地調査委員さんの報告のとおり、
 　　　　　　異議ございません。
 議 長 　　はい、7番。
 ○○番 委員 　　○○番○○です。周囲や水利の同意もあり、異議ございません。
 議 長 　　はい、8番。
 ○○番 委員 　　○○番○○です。現地調査委員さんの報告のとおり、異議ございません。
 議 長 　　はい、9番。
 ○○番 委員 　　○○番○○です。9番、10番について、異議ございません。
 議 長 　　はい、11番。
 ○○番 委員 　　○○番○○です。現地調査委員さんの報告のとおり、異議ございません。
 議 長 　　はい、議案第3号農地法第5条申請11件異議なしとのことでございます。
 　　　　　　そのように取り扱ってよろしいでしょうか。
 委員 全員 　　異議なし。
 議 長 　　はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第4号農
 　　　　　　地法第2条の規定による農地でない旨の証明願について事務局の説明をお
 　　　　　　願いします。
 岡内 係長 　　13ページをお願いします。議案第4号農地法第2条の規定による農地で
 　　　　　　ない旨の証明願についてです。1番、土地の所在は○○○字○○○○、地
 　　　　　　目は登記簿が田、現況が宅地の598㎡、申請人は○○○、○○○○、平
 　　　　　　成3年に作業場兼倉庫を建築し、残り地を梅干場として利用し始め現在に
 　　　　　　至っております。以上1件、ご審議の程よろしくをお願いします。
 議 長 　　はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見
 　　　　　　を賜りたいと思います。
 ○○番 委員 　　○○番○○です。1番、申請場所は○○○○。長年、倉庫や梅干場として
 　　　　　　利用しているようでございました。地元委員さんの証明もありますので問
 　　　　　　題ないと思います。以上です。
 議 長 　　はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願い申し上げます。
 　　　　　　1番。
 ○○番 委員 　　○○番○○です。現地を視てまいりました。議案書に書いているとおり、
 　　　　　　倉庫や梅干し場となっていました。異議ございません。
 議 長 　　はい、ありがとうございます。議案第4号農地法第2条の規定による農地
 　　　　　　でない旨に証明願について、異議なしとのことでございます。そのように
 　　　　　　取り計らってよろしいでしょうか。
 委員 全員 　　異議なし。

議 長 それでは、そのようにさせていただきます。続きまして、議案第5号農地等売渡あっせん申出について、事務局からの説明をお願いします。

岡内 係長 14ページをお願いします。議案第5号農地等売渡あっせん申出です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は5,439㎡、他1筆、合計8,951㎡、作物は果樹、10アール当たり収穫量等は3,200kgと4,000kgです。希望価格は424万円と300万円です。所有者は〇〇〇、〇〇〇〇です。以上1件、ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは地元委員さんの状況説明をお願いします。1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。ここは〇〇〇〇にあります。この農地は緩やかな山畑で申出人の家の近くにあり、日当たりも良く、管理もきちんとしてあります。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。議案第5号の1件につきまして、あっせんすることにご異議ございませんか。

委員 全員 異議なし。

議 長 それでは、あっせん委員さんを私の方から指名させてもらってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 それでは、〇〇〇〇委員さんと〇〇〇〇委員さんと〇〇〇〇委員さんです。以上1件、あっせん委員の皆さんよろしくをお願いします。続きまして、報告第1号農地等売渡あっせん成立について事務局の説明をお願いします。

岡内 係長 15ページをお願いします。報告第1号農地等売渡あっせん成立についてです。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は588㎡、売渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、買受人は〇〇〇、〇〇〇〇、成立日・価格は平成28年11月17日、20万円です。あっせん委員は〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員の3名でした。以上1件、ご報告申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。あっせん委員の皆さんご苦労様でした。只今の報告について、顛末の方よろしくをお願いします。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。前回の定例会であっせんの申出があったものです。この畑については農業公社との利用権設定がありましたので、それを解除するのに時間が掛かりました。日にちも迫っておりましたので17日に〇〇〇〇さん宅で成立をしてまいりました。買受人の〇〇〇〇さんについては前回は5反ほどをあっせんで購入した経緯がございます。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。報告第1号の1件について、ご意見、ご質問ございませんか。

(なしの声あり。)

議 長 ないようでございますので、報告第1号、報告とさせていただきます。続きまして、報告第2号農地法施行規制第29条第1項第1号による届出の件について、事務局からの説明をお願いします。

松平 主査 16ページをお願いします。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目

- は登記簿、現況共に畑、面積は146㎡の内10.5㎡、届出人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は農業用倉庫56㎡、転用面積は10.5㎡です。以上1件、ご報告申し上げます。
- 議 長 報告第2号の1件について、ご意見、ご質問ございませんか。
(なしの声あり。)
- 議 長 ないようでございますので、報告第2号、報告とさせていただきます。続きまして、報告第3号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局からの説明をお願いします。
- 松平 主査 17ページをお願いします。報告第3号農地法第18条第6項の規定による通知についてです。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕田、面積は427㎡、他3筆、合計1,648㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の合意解約をした日は平成28年11月9日です。以上1件、ご報告申し上げます。
- 議 長 報告第3号の1件について、ご意見、ご質問ございませんか。
(なしの声あり。)
- 議 長 ないようでございますので、報告第3号、報告とさせていただきます。続きまして、報告第4号農地使用貸借契約の合意解約通知について、事務局からの説明をお願いします。
- 松平 主査 18ページをお願いします。報告第4号農地使用貸借契約の合意解約通知についてです。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は1,038㎡、他3筆、合計1,984㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は平成28年11月17日、理由は経営基盤強化促進法の利用権の設定で、農地中間管理機構に貸すためです。以上1件、ご報告申し上げます。
- 議 長 報告第4号の1件について、ご意見、ご質問ございませんか。
(なしの声あり。)
- 議 長 ないようでございますので、報告第4号、報告とさせていただきます。それでは他の案件ですが、11月の県農業会議提出案件の4条3件について無事答申されましたことご報告申し上げます。これで予定しておりました案件は全て終了しましたが、皆さんから何かございませんか。
(なしの声あり。)
- 議 長 ないようございましたら、長時間に亘りまして慎重にご審議いただきましてありがとうございました。本日はこれで終了いたします。どうもありがとうございました。

午後3時50分終了